

北海道建設部土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和7年10月版）」を一部改定し、令和7年10月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明
◎ 重要な変更
○ 標準的な変更
△ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和 7 年10月版 (一部改定)		(旧) 令和 7 年10月版		頁 新 (旧)
I 土木工事共通仕様書 (本文)		I 土木工事共通仕様書 (本文)		
第 1 編 共 通 編 第 3 章 一般施工		第 1 編 共 通 編 第 3 章 一般施工		
1－3－2－1 適用すべき諸基準 (19) ～ (41) 省略 (42) 日本建設機械 <u>施工</u> 協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月) (43) ～ (49) 省略		1－3－2－1 適用すべき諸基準 (19) ～ (41) 省略 (42) 日本建設機械 <u>化</u> 協会 除雪・防雪ハンドブック (防雪編) (平成16年12月) (43) ～ (49) 省略		I -1-3-6 (I -1-3-6) ■誤植修正 △

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)

頁 新 (旧)

表 3 - 3 植生工法適応条件表 (1 / 2)

別紙 - 1

植 生 工 法 条 件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3 cm
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5～15%のS-F・S-FG) 注)1 れき質砂 (細粒分5～15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじりれき {GF} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	れき (中れき (粒径19mm) 以下かつ 細粒分5～15%のG-F・G-FS) 砂れき (細粒分5～15%のGS-F) 細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5～15%のS-F・S-FG) れき質砂 (細粒分5～15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V})
表 面 れ き 含 有 量注)2	0%～80%	0%～20%	0%～30%	0%～30%
土 壌 硬 度	10mm～27mm未満	10mm～23mm未満	10mm～23mm未満	10mm～27mm未満
勾 配	1. 0割以上	1. 2割以上	1. 0割以上	1. 0割以上
法 面 垂 直 高	—	30m以下	30m以下	80m以下
有 機 含 有 量	—	3%以上	3%未満	—
土 壌 酸 度 (P H)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg／土砂100g中	1, 700以下	1, 700以下	1, 700以下	—
吹付用ホース延長注)5・6	—	0～200m	0～120m	0～80m
施 工 適 期注)7	施工完了時期が日平均気温－ 5℃ 以上までとする。ただし、凍結し ている法面への施工は行わないこ ととする。	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで

注) 1. 土質分類の細粒分とは、0. 075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。
2. 表面れき含有量のれきとは、2 mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。
3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工 (土砂系) の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工 (有機質系) を選択するものとする。
6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
8. 植生製品を使用する場合は、別紙 - 2 「植生製品適用条件表」を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(旧) 令和7年10月版					頁 新 (旧)
表 3 - 3 植生工法適応条件表 (1 / 2)					I -1-3-18 (I -1-3-18) ■誤植修正 △
別紙 - 1					
植 生 工 法 条 件	生 芝	腐植酸種子散布工	有機材種子散布工	植生基材吹付工 (土砂系) t = 3 cm	
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5～15%のS-F・S-FG) 注)1 れき質砂 (細粒分5～15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	細粒分まじりれき {GF} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	れき (中れき (粒径19mm) 以下かつ 細粒分5～15%のG-F・G-FS) 砂れき (細粒分5～15%のGS-F) 細粒分まじりれき {GF} 砂 (細粒分5～15%のS-F・S-FG) れき質砂 (細粒分5～15%のSG-F) 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V})	
表 面 れ き 含 有 量注)2	0%～80%	0%～20%	0%～30%	0%～30%	
土 壌 硬 度	10mm～27mm未満	10mm～23mm未満	10mm～23mm未満	10mm～27mm未満	
勾 配	1. 0割以上	1. 2割以上	1. 0割以上	1. 0割以上	
法 面 垂 直 高	—	30m以下	30m以下	80m以下	
有 機 含 有 量	—	3%以上	3%未満	—	
土 壌 酸 度 (P H)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (k c l) 4.5～7.0 (H ₂ O)	
リン酸吸収力mg／土砂100g中	1, 700以下	1, 700以下	1, 700以下	—	
吹 付 用 ホ ー ス 延 長注)5・6	—	0～200m	0～120m	0～80m	
施 工 適 期注)7	施工完了時期が日平均気温－5℃ 以上までとする。ただし、凍結し ている法面への施工は行わないこ ととする。	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	
注) 1. 土質分類の細粒分とは、0. 075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。 2. れき含有量のれきとは、2 mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。 3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 8. 植生製品を使用する場合は、 <u>個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。</u> 9. <u>植生製品を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温 5℃以上が 6 0 日間確保されると予想される時期までとする。</u>					

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)

頁 新 (旧)

表 3 - 3 植生工法適応条件表 (2 / 2)

別紙 - 1

植 生 工 法 条 件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき {G} 砂れき {GS} 細粒分まじりれき {GF} 砂 {S} れき質砂 {SG} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	軟岩 (Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラック間隔 5cm未満 れき {G}	軟岩 (Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラック間隔 5cm～15cm未満	軟岩 (Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラック間隔15cm～50cm未満
表 面 れ き 含 有 量注)2	0%～50%	—	—	—
土 壌 硬 度	10mm～30mm未満	30mm以上	30mm以上	30mm以上
勾 配	1.0割以上	1.0割以上	0.8割以上	0.8割以上
法 面 垂 直 高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下
有 機 含 有 量	—	—	—	—
土 壌 酸 度 (P H)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg／土砂100g中	—	—	—	—
吹 付 用 ホ ー ス 延 長注)5・6	0～80m	0～200m	0～200m	0～200m
施 工 適 期注)7	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで

注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。
2. 表面れき含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。
3. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工 (土砂系) の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工 (有機質系) を選択するものとする。
6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。
7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
8. 植生製品を使用する場合は、別紙-2「植生製品適用条件表」を参照のうえ、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。

I -1-3-19 (I -1-3-19)
■誤植修正 △

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(旧) 令和7年10月版					頁 新 (旧)
表 3 - 3 植生工法適応条件表 (2 / 2)					別紙 - 1
植 生 工 法 条 件	植生基材吹付工 (土砂系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 3 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 5 cm	植生基材吹付工 (有機質系) t = 8 cm	
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき {G} 砂れき {GS} 細粒分まじりれき {GF} 砂 {S} れき質砂 {SG} 細粒分まじり砂 {SF} シルト {M} 粘性土 {C} 有機質土 {O} 火山灰質粘性土 {V}	軟岩 (Ⅰ) 強風化・亀裂面風化 クラック間隔 5cm未満 れき {G}	軟岩 (Ⅰ・Ⅱ) 亀裂面風化 クラック間隔 5cm～15cm未満	軟岩 (Ⅱ)・中硬岩・硬岩 亀裂面風化 クラック間隔15cm～50cm未満	
表 面 れ き 含 有 量注)2	0%～50%	—	—	—	
土 壌 硬 度	10mm～30mm未満	30mm以上	30mm以上	30mm以上	
勾 配	1.0割以上	1.0割以上	0.8割以上	0.8割以上	
法 面 垂 直 高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下	
有 機 含 有 量	—	—	—	—	
土 壌 酸 度 (PH)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H2O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H2O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H2O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H2O)	
リン酸吸収力mg／土砂100g中	—	—	—	—	
吹 付 用 ホ ー ス 延 長注)5・6	0～80m	0～200m	0～200m	0～200m	
施 工 適 期注)7	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	施工完了後、日平均気温 5℃以上 が 6 0 日間確保されると予想され る時 まで	
注) 1. 土質分類の細粒分とは、0.075mmふるいを通過する細粒土 (シルト、粘土) の量をいう。 2. <u>れき</u> 含有量のれきとは、2mm以上75mm以下の粗粒土 (細れき、中れき、粗れき) をいう。 3. <u>適用可能な工法</u> のうち経済的な工法を標準とする。 4. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。 5. 植生工法の判定時に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工(土砂系)の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工(有機質系)を選択するものとする。 6. 各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。 7. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 8. 植生製品を使用する場合は、 <u>個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。</u> 9. <u>植生製品を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温 5℃以上が 6 0 日間確保されると予想される時期までとする。</u>					

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

(新) 令和7年10月版 (一部改定)

頁 新 (旧)

植生製品工法適用条件表

別紙－ 2

工 法 名	人工張芝	植生シート工	植生マット工 肥料袋付
規 格	ポリエチレンネット又はワラ	標準品 (ポリエチレン) 環境品 (分解性樹脂ネット、間伐材利用)	肥料袋間隔40cm ポリエチレンネット
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法 (JGS 0051-2020) の中分類名称{中分類記号} または(小分類記号)による	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	れき質土 (GF・GF-S・GFS) 砂質土 (SF・SF-G・SFG) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)	砂れき (GS・GS-F) 細粒分まじりれき (GF) 砂 (細粒分5～15%のS-F、S-FG) れき質砂 (細粒分5～15%のSG-F) 細粒分まじり砂 (SF) シルト (M) 粘性土 (C) 有機質土 (O) 火山灰質粘性土 (V)
土 壌 硬 度	10mm～20mm	粘性土 10mm～23mm未満 砂質土 10mm～27mm未満	粘性土 10mm～23mm未満 砂質土 10mm～27mm未満
勾 配	1.5割以上	1.5割以上	0.8割以上
有 機 含 有 量	3%以上	3%以上	—
土 壌 酸 度 (PH)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)	4.0～6.5 (kc1) 4.5～7.0 (H ₂ O)
リン酸吸収力mg／土砂100g中	1,700以下	1,700以下	1,700以下
施 工 適 期	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間以上確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間以上確保されると予想される時まで	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間以上確保されると予想される時まで

注) 1. 植生シート工・植生マット工は種子散布工や種子吹付工が施工困難な現場条件の場合や、施工規模を考慮し適用できるものとする。
2. 適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。
3. 現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。
4. 施工時期を求めるには近隣地区の気象データ (平均値) と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。
5. 上表の条件によらない場合は、現場条件に応じた植生製品を検討すること。

I-1-3-19② (I-1-3-19②)
■別紙－ 2 の追加 △

北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

（新）令和 7 年10月版（一部改定）	（旧）令和 7 年10月版	頁 新（旧）
1－5－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定] （令和 5 年 9 月） (2) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2022年制定] （令和 5 年 3 月） (3) ～ (13) 省略	1－5－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1) 土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）[2023年制定] （令和 5 年 9 月） (2) 土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）[2023年制定] （令和 5 年 3 月） (3) ～ (13) 省略	I -1-5-4 （ I -1-5-4） ■誤植修正 △
4－3－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 日本道路協会 道路土工 <u> </u>－仮設構造物工指針 （平成11年 3 月） (6)～(8) 省略 (9) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （平成24年 <u>5</u> 月） (10)～(13) 省略	4－3－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(4) 省略 (5) 日本道路協会 道路土工<u>指針</u>－仮設構造物工指針 （平成11年 3 月） (6)～(8) 省略 (9) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （平成24年 <u>6</u> 月） (10)～(13) 省略	I -4-3-4 （ I -4-3-4） ■誤植修正 △
5－12－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(5) 省略 (6) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編） （平成28年11月） (7) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 （平成28年 3 月） (8) 日本道路協会 舗装施工便覧 （平成18年 2 月） (9) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 （平成13年 9 月） (10) 日本道路協会 舗装設計施工指針 （平成18年 2 月） (11) 日本道路協会 舗装設計便覧 （平成18年 2 月） (12) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説 - （平成29年11月） (13) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月）	5－12－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (1)～(5) 省略 (6) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編） （平成28年11月） (7) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 （平成28年 3 月） (8) 日本道路協会 舗装施工便覧 （平成18年 2 月） (9) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 （平成13年 9 月） (10) 日本道路協会 舗装設計施工指針 （平成18年 2 月） (11) 日本道路協会 舗装設計便覧 （平成18年 2 月） (12) 日本道路協会 <u>道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）</u> （令和 2 年 8 月） (13) 日本みち研究所 補訂版 道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説 - （平成29年11月） (14) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン （平成29年11月）	I -5-12-4 （ I -5-12-4） ■(6)と重複しているため (12)を削除 △
8－1－2－1 適用すべき諸基準 (16)～(25) 省略 (26) 国土交通省 発生土利用基準 （平成18年 <u>8</u> 月） (27)～(29) 省略	8－1－2－1 適用すべき諸基準 (16)～(25) 省略 (26) 国土交通省 発生土利用基準 （平成18年 6 月） (27)～(29) 省略	I -8-1-6 （ I -8-1-6） ■誤植修正 △

北海道建設部土木工事共通仕様書

新 旧 対 照 表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和7年10月版）」を一部改定し、令和7年10月1日以後に入札する工事から適用する。

新旧対照表欄外記号の説明

- ◎ 重要な変更
- 標準的な変更
- △ 軽微な変更、誤植等

北海道建設部土木工事共通仕様書

新旧対照表

(新) 令和7年10月版 一部改定								(旧) 令和7年10月版								頁																	
Ⅱ 土木工事施工管理基準					3 品質管理基準(共通・河川・海岸・砂防・道路)													新(旧)															
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	修正内容															
25 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。	<table><tr><td>面積 (㎡)</td><td>500未満</td><td>500以上 1000未満</td><td>1000以上 2000未満</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。		施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。	<table><tr><td>面積 (㎡)</td><td>500未満</td><td>500以上 1000未満</td><td>1000以上 2000未満</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径≦100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・R1計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法 第9編 第6章 R1による土の密度試験」等による。	
							面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満																							
				測定 点数	5	10	15																										
	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満																													
	測定 点数	5	10	15																													
	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り地の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。																														
					ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。																									
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。																													
											その他	平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。																
																			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。											
含水比試験																								JIS A 1203	設計図書による。	【路体】1,000㎥につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎥未満の工事は1工事当たり3回以上。 【路床】500㎥につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上。							
																												コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪いとき。		
																																	たわみ量
25 道路土工					施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。		<table><tr><td>面積 (㎡)</td><td>500未満</td><td>500以上 1000未満</td><td>1000以上 2000未満</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5	10	15	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。		施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】：自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。	<table><tr><td>面積 (㎡)</td><td>500未満</td><td>500以上 1000未満</td><td>1000以上 2000未満</td></tr><tr><td>測定 点数</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td></tr></table>	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満	測定 点数	5
	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満																													
	測定 点数	5	10	15																													
	面積 (㎡)	500未満	500以上 1000未満	1000以上 2000未満																													
	測定 点数	5	10	15																													
	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。																													
												その他	平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。															
現場CBR試験					JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。																										
									含水比試験		JIS A 1203									設計図書による。	111		Ⅱ-3-54(R) ■誤植修正 △										
																								コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪いとき。						
たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284（ベンチマーク）	設計図書による。	ブルーリングでの不良箇所について実施。																														